

「しまね人権フェスティバル2026」、「令和8年度人権を考える県民のつどい」 運營業務委託に係る提案競技実施要領

令和8年6月4日
島根県人権同和対策課

1 目的

「しまね人権フェスティバル2026」「令和8年度人権を考える県民のつどい」（同時開催）の企画・運營業務については、本事業の趣旨・目的を理解し、円滑かつ効果的な内容や広報等により実施する必要がある。ついては、本事業の運營業務の委託を行うにあたり、優れた企画提案を求めるため、提案競技を実施する。

2 事業概要

(1) 業務名

「しまね人権フェスティバル2026」、「令和8年度人権を考える県民のつどい」運營業務委託

(2) 日 時

令和8年11月29日（日）12:00～16:30（開催時間は予定）

(3) 会 場

石央文化ホール（浜田市黒川町4175番地）

(4) 主 催

島根県、浜田市、島根県人権啓発活動ネットワーク協議会、浜田・益田・川本地域人権啓発活動ネットワーク協議会

(5) 業務内容

「しまね人権フェスティバル2026」、「令和8年度人権を考える県民のつどい」

- ①企画立案及び広報に関すること。
- ②進行管理及び各関係団体との連絡調整に関すること。
- ③会場の設営、管理全般に関すること。
- ④イベントの運営、実施、管理全般に関すること。
- ⑤当日の記録、アンケート集計、アンケート分析結果を含む報告書の作成に関すること。

(6) 委託期間

契約の日から令和9年1月15日（金）まで（予定）

(7) 提案価格の上限額

5,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 提案競技参加資格に関する事項

次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 次の要件を満たす複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、もしくは単独の法人であること。

ア 単独の法人での参加の場合は、島根県内に本社、支社または営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。

イ コンソーシアムでの参加の場合は、構成員のうち1社以上は県内法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独の法人は次の各号を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事案があった後、

2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

オ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

カ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の県税の滞納がないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

ケ 複数のコンソーシアム構成員になって参加していないこと。またはコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

コ 受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。

サ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(3) 委託業務終了までの間、人権啓発推進センターが必要と認める時に、人権啓発推進センターにおいて随時協議が行えること。

4 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、提案書の提出及び審査会への出席を要請する。

(1)募集期間	令和8年6月4日（木）～7月7日（火）15時 ○参加表明書：令和8年6月4日（木）～6月25日（木）17時 ○提案書：令和8年6月30日（火）～7月7日（火）15時 ・提案書は参加資格があると通知されたもののみ提出 ・本業務の「開催概要」、様式1「参加申込書」、様式2「質問書」、様式3「提案競技参加表明書」、様式4「誓約書」は、県人権同和対策課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出及び問い合わせ先で配布する。
(2)提案競技に関する説明会	令和8年6月11日（木）13時15分～ 島根県人権啓発推進センター 研修室（松江市殿町128）にて実施。 説明会に参加する場合は、様式1「参加申込書」を令和8年6月9日（火）17時までに提出すること（郵送又は電子メール）。なお、この説明会で主催者が決定するイベントや経費積算のための資料を配布、説明する。
(3)業務委託内容に関する質疑の受付期間	質疑がある場合は、様式2「質問書」により、令和8年6月17日（水）17時までに提出すること（郵送又は電子メール）。 回答は、原則各参加者の質疑をとりまとめて全て同じものを回答する。 ただし、質問の内容が質問した社の企画内容に関わる場合は、同社のみへに通知する必要がある。その場合は、参加申込書に記載された連絡担当者に対して電子メールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。メールア

	ドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(4)質疑の回答方法及び回答予定日	令和8年6月23日(火) 島根県人権啓発推進センターホームページに掲載する。
(5)提案競技参加表明書等の提出	企画提案に参加する者は、様式3「提案競技参加表明書」、様式4「誓約書」及び添付書類を令和8年6月25日(木)17時までに持参または郵送により1部提出すること。 持参の場合の受付時間は9時から17時(土・日・祝日は除く)までとし、郵送の場合は郵便書留で締切日の17時必着に限る。
(6)参加資格通知予定日	令和8年6月30日(火)
(7)企画提案書の提出期限	令和8年7月7日(火)15時
(8)プレゼンテーション及び審査会	令和8年7月15日(水)島根県人権啓発推進センター研修室において実施する。 審査会の対象となった者に対して、説明時間等を別途連絡する。 審査会は、対面形式で実施することとし、企画提案書に基づくプレゼンテーション20分、質疑応答10分の時間を設定する。
(9)審査結果の発表・通知	令和8年7月16日(木)17時までに島根県人権啓発推進センターホームページに掲載する。あわせて提案者全員に対し、当落結果を通知する。
【提出及び問い合わせ先】 島根県人権啓発推進センター(担当:影山) 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県東庁舎1階 TEL 0852-22-6476 FAX 0852-22-9674 E-mail: jinken-c@pref.shimane.lg.jp	

5 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書は任意様式により作成すること。 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする(図表等は必要に応じてA3判の折り込みも可とする)。
(2)提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 提案書は8部提出すること 令和8年7月7日(火)15時までに持参または郵送により提出すること。 持参の場合の受付時間は9時から17時(土・日・祝日は除く)までとし、最終日は15時までは。郵送の場合は郵便書留で締切日の15時必着に限る。
(3)その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> 見積書(押印不要)を提出すること 見積書は企画提案書(8部)の末尾にそれぞれ綴じ込むこと。 過去の類似実績があれば提出すること。
(4)その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの 企画提案書の業務委託に要する見積価格が上限額を超えているもの 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

	<p>⑤虚偽の内容が記載されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・採用した提案は、事業の効果、効率性の観点から、内容の一部を変更することがある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・提案競技並びに契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
--	---

6 審査方法等

(1)提案競技実施項目	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの趣旨に沿った有効な企画と全体計画（プレゼンテーション） ・より多くの集客が見込める広報・企画に関する提案（プレゼンテーション） ・適正な見積書の提出（書類審査のみ）
(2)審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・別に設置する審査会において、企画提案者によるプレゼンテーション実施後、審査員が下記(3)の審査基準に基づき評価採点し、書類審査結果とプレゼンテーションの結果を総合的に評価して、最優秀提案者を決定する。 ・審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。
(3)審査基準	<p>①人権理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業理念における人権の位置づけ <p>②実行力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備の計画と人員体制 ・前日準備やリハーサルと当日の運営に係る計画と体制 ・費用対効果の適正さ ・主催者との連携 <p>③企画力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント全体の企画力 ・ステージイベントの企画力、集客力のある出演者の人選や効果的な演出、集客の持続 ・受付・総合案内、出展ブースの計画、各会場への誘導 <p>④広報力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報宣伝効果 <p>⑤危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理の基本的な考え方や対応の方法 ・基本的な感染症対策

7 契約の締結等

(1)契約期間	契約締結日～令和9年1月15日
(2)委託料上限額	<p>5,300千円（消費税及び地方消費税を含む）</p> <p>※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。</p>
(3)契約方法及び内容	<p>事業予定者と委託内容について協議のうえ、改めて見積書を徴し、予定価格の範囲内において委託契約を締結する。契約締結に当たっては、地方自治法施行令及び島根県会計規則の諸規定を適用する。</p>

(4)委託料の支払	精算払いとする。
(5)一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(7)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
(8)契約書	別途作成・提示する。

8 添付文書等

- 様式1 説明会参加申込書
- 様式2 質問書
- 様式3 提案競技参加表明書
- 様式4 誓約書